

函館市特産品開発支援事業補助金 Q&A

令和7年1月7日

このQ&Aは、函館市特産品開発支援事業補助金の運用についてまとめたものであり、必要に応じて更新を行います。更新を行った場合は、既に交付決定している場合を除き、それまでのQ&Aは利用できなくなりますので、ご留意下さい。

Q.1 新商品に該当しない開発内容はありますか？

A. 次の場合は新商品に該当しません。

- ①：名称のみ変更する商品
- ②：外装や内装等のデザインのみ変更する商品
- ③：容量等のみ変更する商品
(例) 容量 300g だった商品を容量 200g に変更
1袋 10個 入りの商品を1袋 15個 入りに変更 など
- ④：同種の原材料の産地のみ変更する商品
(例) 青森県産 のホタテを 北海道産 のホタテに変更 など

※上記に記載のない開発内容で少しでも疑義が生じる場合は、ご連絡下さい。

Q.2 他社へ製造委託する新商品は対象となりますか？

A. 本補助金における新商品とは、自社において新たに製造または加工し、流通させる商品を指すため、他社へ製造委託する商品は対象外です。

Q.3 既存商品のレトルト化、個包装化および冷凍化は対象になりますか？

A. 今回は、申請者において新たに開発する商品を対象とし、既存商品の性能を向上させる商品は対象外とします。

Q.4 他の事業者が既に商品として販売しているものと類似する商品は対象となりますか？

A. 申請者において新たに開発する商品であれば対象となります。ただし、申請者のグループ企業において既に販売している商品は対象外とします。なお、審査会で使用する審査基準には、独創性の高さを評価する項目があります。

Q.5 申請すれば必ず補助金の交付を受けることができますか？

A. 必ず交付されるものではありません。審査会を開催のうえ、交付対象者を決定します。

Q.6 複数の商品開発について申請することは可能ですか？

A. 不可です。また、1申請あたり1商品のみとなります。

Q.7 新規開業する場合は対象となりますか？

A. 申請時点で開業してない創業予定者は対象外となります。なお、設立まもなく決算書の添付ができない場合は、事業計画書および収支予算書を添付してください。

Q.8 テスト販売済みの商品は補助対象となりますか？

A. 対象となります。

Q.9 既存機械等の更新費は補助対象となりますか？

A. 対象外です。

Q.10 他補助金の併用は可能ですか？

A. 可能です。ただし、他から補助を受ける経費等は、補助対象外となります。

Q.11 申請時に記載していなかった経費を実績報告時に補助対象経費として計上可能ですか？

A. 不可です。必要経費は、申請時に全て記載して下さい。

Q.12 経費の支払方法に制限はありますか？

A. 支払方法が指定されている場合を除き、原則、銀行振込として下さい。

Q.13 補助金の振込先口座の名義に指定はありますか？

A. 口座名義と申請者名義は同一にして下さい。

Q.14 補助事業で開発した新商品がふるさと納税返礼品として登録されたので「販売開始報告書」を提出しても良いですか？

A. 良いです。補助要件となっている「令和9年3月までに商品として販売すること」にはふるさと納税返礼品として登録することを含みます。